

CDM吸収源事業説明会（COP14等報告会）

日時：平成21年1月20日（火）10:00～
場所：国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟402号室

議事次第

10:00 開会

10:00～10:05 主催者挨拶

（財）国際緑化推進センター 理事長 加藤 鐵夫

10:05～10:45 報告1

林野庁 森林整備部研究・保全課 森林吸収源情報管理官 赤堀 聡之 氏
「COP14, CMP4 報告 – 先進国の吸収源の取り扱いの議論 –」

10:45～11:25 報告2

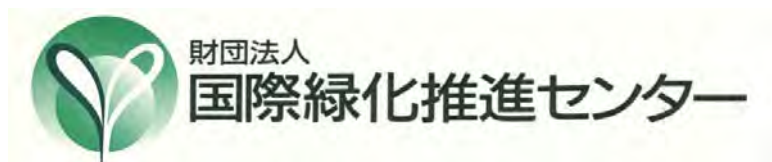
林野庁 森林整備部海外林業協力室 課長補佐 渡辺 達也 氏
「COP/MOP4 での CDM 植林及び REDD 関連の議論について」

11:25～11:35 休憩

11:35～12:00 質疑応答

12:00 閉会

主催



開会

○司会

皆様おはようございます。定刻になりましたので、只今から本日の報告会を開催いたします。本日はお寒い中、多数の皆様方にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行役を務めさせていただきます国際緑化推進センターの金澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。本日の資料はお手元に配布してあります通り、全部で6種類でございます。まず、1枚紙で一番上に乗っておりますのが、本日の式次第です。それからホッチキスでとじてある資料が二つありますが、これが講演の内容です。それから、その後に1枚紙ずつで3枚ほど付けてありますのが、当センター関係の資料です。一つは熱帯林造成基金の関係。それから、2枚目が「海外の森林と林業」という技術情報誌を当センターの方で発行しておりますが、その定期購読のご案内。それから、三つ目の資料が当センターで発行しております海外における造林技術等のテキストのお知らせでございます。これらにつきましては、受付のところに資料を置いてありますので、ご関心のある方はご覧いただければ幸いです。

それでは、早速始めさせていただきます。

まず始めに、当センターの加藤理事長の方からごあいさつを申し上げます。

主催者挨拶
(財) 国際緑化推進センター 理事長 加藤 鐵夫

○加藤

本日は早朝から多数の方々にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。例年、COPが終わりますと、ここで報告会を開催しておりまして、最近は恒例になりましたけれども、実は平成12年から続けて来ております。今回は、昨年12月にポーランドのポズナンで行われましたCOP14/CMP4について報告会を開催いたします。本日は、日本政府の代表団の一員として会議にも出席された林野庁の研究・保全課の赤堀森林吸収源情報管理官、それから計画課の海外林業協力室の渡辺補佐に講師をお願いしております。お二人には本当にご多忙のところ、快く講師を引き受けてくださり、ご出席をいただきまして、感謝申し上げます。

ご承知のとおり、このCOP14につきましては、マスコミ等の論調では、なかなか進展がなかったというのが一般的だったと思っております。今年の12月、コペンハーゲンのCOP15/CMP5で温室効果ガス排出量の削減数値目標等も決めるというような一応の約束になっているわけです。そういう点では、あと1年を切ったということで、本来的にいえば、COP14でももう少し議論が進むのではないかと、という予想がありました。

ただし、こういった問題というのは、なかなかそのときにすぐ決まるということではなく、やっぱり期限が来て、ぎりぎりの段階で大変厳しい交渉をしながら決まっていくというのが実態でありまして、そういう点では、COP15、コペンハーゲンに期待をしなければいけないと思っております。

ただし、先進国等の削減幅につきましては、実は一昨年12月のバリ会合で2020年までに1990年比、25%から40%の削減が必要との指摘を認識するという話があったわけでありまして、このことについては今回も再確認されたということでございます。25%から40%と申しますと、実は大変大きな数字です。今、2012年までに先進国全体で5%削減ということでありまして、我が国は6%削減という目標数値を掲げております。そういう点から見ると非常に大きな数字を、実は2013年以降2020年までに設定することになりますので、8年間でそれだけの削減をやっていかなければいけないということになります。確かに我が国も、今の現状では排出量が1990年比7%とか8%とか逆に増加していますので、それを加味して、6%削減するということであれば、実質は、13%とか14%切らなきゃいけないということです。それが実現可能であるとすれば、さらに25%とか40%という数字をとる議論になるわけです。いずれにしても、本来的にいうと、どうも第1約束期間末の2012年までというのは、それぞれのいろんな仕組みを議論しながら削減に向けて努力をしていく期間として、ある意味でいうと、助走期間的な意味を持っていたのではないかと思います。それが本来加速されなければいけない、というのが、実は2020年の目標ではないかと思っております。その加速をしていく覚悟というものが実は求められているのだらうなというふうに改めて思っているところであります。

そういう点で、今回の会合においては、コペンハーゲンまでをどういうふうにしていくのかということで、2009年の作業計画というものが中心に議論されたところであります。一方では、森林の問題については幾つか具体的な議論もされたと聞いております。今回、そのことについて

てお二人の講師の方々から詳細にご説明がいただけると期待しております。

わたくしの聞いているところによりますと、REDD に関しましても、20 カ国による閣僚級共同声明が発表されております。また、CDM についても制度改善のアイデアがそれぞれ提出をされたということでもあります。CDM については、ご承知のとおり、特に森林吸収源 CDM についてはなかなか進まないという現状があるわけです。進めていくためには、やっぱり制度についても必要な改善というのがあり得るのではないかと思っているわけです。是非そういうことも踏まえて取り組んでいただけたらと思っております。

先ほど申し上げましたように、25%から 40%削減というような議論もありますけれども、いずれにしても、この温暖化問題、国内問題だけではなくて、国際的な議論もしていかなければなりません。したがって、森林吸収源の問題についても、国内のみならず国際的にもきちっと取り組んでいくことが必要であろうと思います。そういった CDM とか森林減少対策ということは、温暖化防止ということだけではなくて、やっぱり開発途上国の自然環境の保全ですとか地域社会の発展ということにもかかわる問題でして、大変重要な問題だというふうに認識をしております。

国際緑化推進センターとしては、このような報告会であるとか、あるいは研修会等々を通じまして、できるだけ多くの方々にそういった点についてご理解をいただくという努力を今後とも続けていきたいと考えております。そのことにつきまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のあいさつにさせていただきますと思います。ありがとうございました。（拍手）

○司会

それでは、早速報告に入らせていただきます。報告につきましては、ただいま紹介のありました赤堀講師、それから渡辺講師にそれぞれ 40 分程度ずつお話をいただきまして、その後若干の休憩を取った後、質疑応答の時間をもちたいと思っております。よろしくお願いいたします。

報告 1

「COP14, CMP4 報告 –先進国の吸収源の取り扱いの議論–」

林野庁 森林整備部研究・保全課 森林吸収源情報管理官 赤堀 聡之 氏

○司会

それでは、始めに報告の1でございます。報告の1につきましては、林野庁研究・保全課の森林吸収源情報管理官の赤堀様からお願いをいたします。わたしの方から簡単に赤堀様を紹介させていただきます。赤堀様は林野庁の全体的な温暖化対策の取りまとめ責任者という立場でいらっしゃいます。特に国内の森林による温暖化ガスの吸収に関しまして、その算定とか、それから間伐等の対策を進め、また次期枠組みをどうするかといった点についても取り組んでおられます。また、CDM の吸収源の方につきましても非常に豊富な経験と知識をお持ちでいらっしゃいます。

それでは、赤堀様、よろしくお願ひいたします。

○赤堀

ただいまご紹介いただきました林野庁の赤堀でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

私は、この報告会で何回かお話しをさせていただいたことがあり、別の場でもこのような温暖化交渉のご説明をさせていただいております。私は、COP3 には出ておりませんでした、その後のブエノスアイレスの COP4 からマラケシュ合意の COP7 まで対応させていただきました。その後、別の国際交渉等を担当しておりましたが、COP12 から再度この温暖化交渉を対応させていただいているところであります。

本日私からは、もっぱら先進国の吸収源の取り扱いについてお話しさせていただきます。途上国の REDD の方は、後ほど渡辺の方からお話をさせていただくことになっております。

この写真は、今回の COP の全体会合であります。先ほど加藤理事長の方からお話ありましたが、マスコミの方で今回進展があったのかとの報道については、確かに当たってはいなくもないのですが、それについて若干ご説明します。皆さま既にご存じのように、次期の枠組みについての決まりは、今年、COP15 で決めることになっております。COP14 は、それに先立つ露払いとして、どのようなプロセスでこれから議論していくかといったことをきちんと整えるということが、まずは第1課題であるということが共通理解だったわけでございます。確かに会議をホストしたポーランドとしては、何かきちんとした結果が欲しかったということは多分にあったと思われませんが、各国は、まず COP15 への道備えがきちんとできればよしとする、というスタンスで臨んでいたのではないかと考えております。

ちょっと余談になりますが、2001 年の COP7 で第1約束期間のガイドライン（注：マラケシュ合意）を決めたのですが、本当はその前の 2000 年の COP6 で決めるはずだった訳ですが、吸収源も含めいろいろと揉め、そのときは合意に至りませんでした。実は、その前の COP5 はポーランドがホストしていました。当時ポーランドの国内では COP を開催するに適切な施設がまだない、ということで、場所的にはボンのマリティムホテルで開催しています。ポーランドは、道備えをするような会議をたまたま 2 回ホストしましたが、何かそういったところに順番が回

ってくるようです。それから、ここにマスコミの方もいらっしゃるかもしれませんが、日本からは非常に熱心に多くのマスコミの方が会議に来られ、交渉はどのような進展具合かということを知られました。ほかの国と比べても、我が国マスコミ報道陣は非常に熱心に報道していただきました。質的にも量的にも温暖化・環境関係交渉全般で非常に質のよい報道がなされているのではないかと考えております。

それでは中身の議論ですが、まずは少しおさらいということで、COP13 バリでの結論についてご説明します。

一昨年になりますが、バリで 2013 年以降の次の約束期間の枠組について COP15 で決めようというのが、バリ行動計画であります。途上国及び米と書きましたが、これは京都議定書に今入っていない国で、それらも含めてすべての国が参加する議論の場として、条約の下での AWG-LCA という議論の場ができております。一番下の AWG-KP、京都議定書の下での特別作業部会は既に立ち上がっておりますが、これとあわせて条約の下での AWG-LCA を設置したのが前回のバリ会合でした。

条約の下での AWG-LCA の検討対象としては、緩和（ミティゲーション）で、ここに REDD が含まれるわけです。それから適応、技術開発、移転、資金、シェアードビジョン（ビジョンの共有）ということについてもここで議論をされているところであります。

交渉会合の全体構成についてご説明します。一番上の COP が条約上の最高議決機関となり、国会でいえば、本会議、総会ということになります。その下に補助機関会合として、実施についての SBI（実施に関する補助機関）と科学的・技術的助言についての SBSTA（科学上・技術上の助言に関する補助機関）の二つがあり、この COP、SBI、SBSTA がもともとの条約からあった交渉グループでございます。これに加え、京都議定書発効の後、京都議定書の締約国会議ということで、CMP あるいは COP/MOP と呼ばれる会合ができております。

将来枠組みについての特別作業部会が二つ立ち上がっております。まず京都議定書についての特別作業部会、AWG-KP ですが、これはもっぱら先進国の次の約束期間での義務であり、ここで LULUCF・先進国での吸収源の取り扱い等々行われているというところなんです。

条約の下での AWG-LCA は COP13 で立ち上げたものですが、共通ビジョンから緩和、技術、適応といったことについて議論をする場であります。このような形で交渉会合の種類が多くなり、複雑化している状況であります。

次に、交渉スケジュールですが、今は、ちょうど真ん中の COP14、ポズナンの会合まできたところであります。これから公式な会合としては 4 回予定されており、最後の AWG は LCA は 8 番目、KP は 10 番目となりますが、これが COP15、COP/MOP5 のコペンハーゲン会合のもとで開かれます。それに加え、IPCC の検討というのもございます。補完的枠組みとして示しましたが、G8 については、去年の洞爺湖サミットで温暖化問題を重要課題として福田元首相が取り上げたわけですが、次のイタリアでの G8 はコペンハーゲンの前になりますから、ここでも引き続きさまざま温暖化について議論がなされるのではないかと考えられます。

それから、もともとアメリカ主導で始まった主要経済国会合（MEM）ですが、これも洞爺湖サミットにおいてバック・トゥ・バック（同時開催）で開かれた訳ですが、イタリアの G8 サミットでも行われる可能性が非常に高い。また、国連の会議ですが、ここは去年の部分が開かれておりますが、パン・ギムン事務局長が気候変動について非常に関心が高く、去年 9 月に開催されました。今年も開催されるのではないかと考えられます。さらに、もっぱら排出削減になり

ますが、アジア・太平洋地域での APP（アジア太平洋パートナーシップ）という流れもありまして、日本の主導でやっております。こういったさまざまな流れの中で議論が進められているところであります。

今回の COP14、CMP4 の全体的な概要をご説明します。まず、条約の下での AWG-LCA ですが、これらの各要素について意見交換をしております。各国が共通ビジョン、緩和、適応等々の課題についてどんな意見を持っているかということについて、ペーパーを作ってまとめております。120 ページぐらいのものであります。これは取りまとめペーパーですが、これをもとにして、議長が論点整理ペーパーを作った上で、6 月までに交渉テキストを作成するというようになっております。

COP15 では、新しい議定書、ないしは議定書の大幅な改定ということが行われることとなります。この場合、半年前ルールというのがありまして、6 月ごろになりますが、それまでに最終的に合意する法的文書のたたき台を作るというルールになっております。その一環として、この AWG-LCA についても一応、議長交渉用のテキストを作るということになっております。

それから、KP につきましましては、これから先進国の削減ポテンシャルや削減幅について検討するというようになっております。ここで我が国から非常に強く主張しておりますのが、セクター別アプローチであります。我が国はもともとエネルギー効率については、一番高いわけです。したがって、ほかの国と比べますと残された切りしろが少ない、小さいということで、ほかの国と同じような削減目標数値になると非常に不利だということになります。前回の COP3 では、結局 6、7、8% という非常に近い数字に決まてしまいました。もともと COP3 でも、国ごとの差異化というのを主張しておりました。国ごとの状況、削減に関しても考慮すべきだということですが、最終的にあまりそういったものが反映されない形で終わってしまいました。したがって、今回は始めから、それをもう少しきちんとした形で、経産省、環境省の方々が議論されているというところであります。

先ほど、これも加藤理事長の方から言及がございましたが、IPCC の第 4 次評価報告書で、先進国全体で 2020 年までに 90 年比で 25% から 40% 削減必要だとの報告があり、これを KP の結論文書の中で認識しようということになっております。これは今後、大きな争点の一つになっていくものと思われまます。実は、現行の京都議定書でも、アグリゲート（集散的）目標、先進国全体での削減目標というものがああります。3 条 1 項になります。少なくとも全体で 5% 削減しようということが議定書上でうたわれており、最終的な各国の数値を加重平均しますと、大体 5.2% になると言われております。次回の議定書の中でも、もしこういったアグリゲート、先進国全体としての目標というものを作るとすれば、IPCC の第 4 次評価報告書、AR4 の数字というものは、一つの大きな要素となると思います。かたや我が国としては、6% について現在努力しているわけですが、ポテンシャルの面からどのくらいできるか。やはり積み上げで検討していくのがいいと考えているわけでありまます。

それから、ここには書いておりませんが、中期目標について国内で検討が、内閣官房の下での検討委員会で去年から始まっており、今週末の 1 月 23 日には第 3 回目の検討委員会が行われることになっております。ここではもっぱら排出削減セクターについて経済モデルを使い、どんなポテンシャルがあるのか、経済モデルについても積み上げ方式から上からのトップダウン方式などいろいろな計算の仕方でもやってみて、どんな数値を出すのが適当か検討しているところです。この結果を踏まえて、6 月ごろまでに我が国として中期目標を策定して、これを交渉・

新しい議定書案の中にインプットしていくことになると思います。これは大きな流れですが、いずれこういったことも新聞報道がなされると思いますので、ご参考にしていただければと思います。

それでは、先進国の LULUCF についてであります。このスライド中の木は、地元の営林署の方に森林公園に連れて行っていただいたときの写真です。後でまたご説明いたしますが、まず議論の展開ということについてざっとお話しますと、まず、AWG-KP4-2 ですが、これはバリ会合・COP13 のときに開かれたわけですが、ここで実質的に次期枠組みにおける森林吸収源についての交渉が始まった形になっています。次に、去年 3 月末から 4 月頭にかけてのバンコクの会合で、森林吸収源を次の枠組みでも目標達成に使うことについて合意しており、次回も森林吸収源は入ることが決まったわけであります。

昨年 5 月には全く非公式ですが、先進国を中心に LULUCF についての非公式な会合、意見交換がありました。アイスランド・レイキャビックで行われたわけですが、今年も 3 月にアイルランドのダブリンでこういった非公式会合があるわけです。今年是最終的な決定年ですので、こういった非公式会議もたくさん出てくるものと思います。

昨年 6 月の AWG のボンの会合では、円卓会合ということで LULUCF に関する議題について各国から発表があり、LULUCF についてのさまざまな検討オプションがリストアップされました。8 月のアクラの会合では、このオプションを、森林の取り扱いについて四つにとりまとめました。そして 12 月のポズナンでは、今年の作業計画について合意した、そういった流れになっております。

昨年 3 月のバンコク会合ですが、ここでは目標達成の手段、すなわち京都メカニズムあるいは柔軟性メカニズム、それから吸収源の LULUCF、報告対象のガスやセクター、排出カテゴリ、セクター別アプローチ、こういった手段について検討しました。このように、吸収源は排出目標達成の一つの手段という位置付けになっております。LULUCF を含めワークショップを開催し、LULUCF についてはここにおります渡辺の方から発表させていただきました。

このバンコク会合では、先ほど申したように、次期の約束期間でも吸収源を目標達成のために引き続き適用することが合意されました。下の 16/CMP.1 というのは、マラケシュ合意の中での吸収源の部分についての合意ですが、この原則に立脚して検討すべきことと、第 2 約束期間の吸収源の定義、モダリティ、ルール、といったことについて今後の AWG、特別会合の交渉の中で検討していくことが、ここで決まったわけです。これが実質的な最初の中身であります。

次の 6 月のボン会合ですが、ここでも各目標達成手段について円卓会合を開催し、LULUCF については算定オプション、課題をリストアップしました。ここの辺からグロス・ネット、ネット・ネット、あるいはベースライン方式といった各オプションの議論が始まったわけであり、ここでも次回会合でまた継続しようということになり、各国の意見を提出してホームページ上で公開することになりました。

ボン会合でどんな吸収源の計上オプションがあるのかといったことについていろいろな議論があったわけですが、8 月末から 9 月のアクラ会合では、特に森林経営・フォレストマネジメントについて優先的に検討するということで、そのオプションを再整備したということです。

3 条 4 項については、森林経営のほかにもリベジテーション（植生の回復）とか、農用地あるいは牧草地の管理といった活動もあります。あるいは、アイスランドから次の約束期間には

湿地管理についても入れてほしいといった議論があります。しかしながら、やはり、インパクトとしては、森林は非常に大きいということですが、これは面積的にも蓄積的にも大きいということでしょう。したがって、まずは森林経営から検討しようということで進めてきた次第であります。ここでも検討を継続するというのと、ウェブサイトを立ち上げて情報を公開しようといったことが決められております。

森林吸収源の算定方式について具体的にどんなオプションがあるかということですが、ここにありますように四つのオプションが掲げられております。このオプションですが、この資料には入っていないのですが、発表スライド中の図でお示ししたいと思います。

これも、交渉上決まったものがあるのではないので、我々の理解をお示したものであり、そのようにご理解いただければと思います。まず、一番左側のグロス・ネット方式、これは約束期間における対象森林、全森林ではないですが、人為の加わった対象森林について、その吸収量を計上するものです。実質、対象森林の全吸収量をまずは計上するということであります。これが1つ目のオプションになります。

次にネット・ネット方式ですが、これは排出削減については基準年と比較するのであるから、吸収量についても同様に基準年と比較した方がいいのではないかと、あるいは、比較すればその努力した分も見えるのではないかとということで、この方式にも一応ひと理屈あるということです。しかしながらこの場合、基準年と比べて大きければ、その分プラスなのですが、逆に成長量、すなわち吸収量が小さければ、これは逆にマイナスあるいは排出とカウントされる場合があります。これについては、排出量については基準年と比べて努力したということが言い得ますが、森林ですと、齢級構成の影響、すなわち、若いときは放っておいても基準年よりどんどん吸収量がふえる局面がありますが、逆に年を取ればどんなに頑張っても毎年その吸収量が下がっていくという局面もあるわけです。森林吸収源の算定方式として採用するには、その辺に問題があります。

それから、3番目のベースラインですが、これは、まず通常の施業をやった場合にどのくらい吸収量が見込めるかということ想定して、それ以上になったところは吸収、それ以下であればマイナス・排出ということで算定されます。これはカナダからの提案ですが、実はカナダはマラケシュのときは日本と非常に近く、一緒になって交渉に当たって、オプション1の方式を獲得しております。しかしながら、その後山火事あるいはパインビートルというような害虫で毎年非常にたくさんのお木が燃えたり枯れたりしています。それらにより影響を受ける量について毎年の変動が非常に大きいということでして、そういった状況に対処するためにベースライン方式という形にさせてほしいということを主張しております。

それから、最後に土地ベース方式です。上の三つは活動ベース方式といい、人為が加わった土地を対象に計上するわけですが、土地ベースは、まずそのすべての土地をひっくるめて対象にすることになります。これも、プラスマイナス漏れなく計上できるということは良いのですが、必ずしも人為ということを対象に加えておりませんので、現行制度の森林経営等々についてルール上問題があると思っています。

それで、我が国のスタンスです。交渉会合で、日本はどんな意見を主張しているかについて、各会合でサブミッションをお願いされるわけでありまして、まず第4次評価報告書でも述べられていますが、木材利用とかエネルギー代替、こういったことも含めた持続可能な森林経営の実施が、最終的には最大の緩和・ミティゲーション効果をもたらすと主張しています。ですから

森林の算入ルールは、各国がそのような状態に持っていくような形にすべきであると考えております。もう一つは、ポテンシャルの問題です。削減約束の制定に当たっては、やはりそれぞれの国の LULUCF・森林その他吸収源セクターのポテンシャルをきちんと評価すべきです。

また、長期的な取り組みを担保するためには、あまり大幅にルールは変えるべきではなく、継続性、一貫性も重要であると思います。ご存じのように、森林は、40、50 あるいは 100 年以上の生育期間かかりますから、例えば 5 年ごとにくるくるルールが変わるとついていけないということがあるので、やはりある程度ルールの継続性、一貫性というのはあってしかるべきでないかということでもあります。

齢級構成については、若ければ放っておいてもどんどん育ちますが、年取ればどんなに頑張っても、最終的には吸収量はプラスマイナス 0 になっていってしまうわけです。そういったことにかかわらず、緩和効果にインセンティブを与えるということであれば、あるいは恣意性を排除するということからいえば、活動ベースのグロス・ネットアカウンティングが適切ではないか、年取ればどうしても小さくなっていくわけでありましたが、きちんと手入れをして、小さくてもプラスの吸収量が計上できれば、それはインセンティブにつながるのではないかと思います。

具体的な突っ込んだ話し合いはこれからということになっておりますが、伐採木材 (HWP) があります。現在、第 1 約束期間においてはデータの不備等もあるため、伐採して林地から持ち出された時点ですぐ排出としています。第 2 約束期間からは、伐採木材についても蓄積がふえればプラスとするなど、カウントしようということになっております。この算入ルール、計上ルールについても、やはり木材の長期利用とか代替効果といったものが助長されるようなルールであることが望ましいと主張しております。

最後のポズナン会合ですが、進展がなかったという話もありますが、各交渉グループにおいて、最終年となる今年の決着に向けた作業計画について合意しております。結論文書、LULUCF については、具体的に 2 月 15 日、これは LULUCF だけでなく、さまざまな交渉グループについて、締め切りになっており、どんなアプローチがいいか、分野横断的な事項に対処可能か等、色々なことについて各国が意見提出をすることになっております。これを踏まえて、AWG-KP の議長が最終的な文書の元となる文書を策定するということになっております。

今後のスケジュールについて取りまとめますと、先のポズナン会合で 2 月半ばに意見提出、3 月のボン会合及びその前のアイルランド・ダブリン非公式で検討を継続し、6 月以降、吸収源だけではなく、全体的に最終的な文書、新議定書といったものの交渉が始まるということで、6 月以降非常に本格的な密度の高い交渉が始まるものと思われまます。最終的には COP15 と並列する AWG-KP 会合で合意をするという格好になっております。以上でございます。

最後に、先ほどの檜の木の写真ではありませんが、右下に林の写真があります。ポーランドというところは、例えばフランドル地方の昔の絵画のような大昔のヨーロッパの原植生が残っているところでありまして、映画などのセットに使われるようです。

以上、これで先進国の吸収源についてのご説明を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会

赤堀講師、どうも大変ありがとうございました。

報告 2

「COP/MOP4 での CDM 植林及び REDD 関連の議論について」 林野庁 森林整備部海外林業協力室 課長補佐 渡辺 達也 氏

○司会

それでは、引き続きまして、報告の 2 でございますが、CDM 植林及び REDD 関連の議論ということで、林野庁の計画課海外協力室の渡辺補佐にお願いします。渡辺補佐は林野庁の海外技術担当の補佐としまして、吸収源 CDM、それから最近注目を浴びております REDD の問題をご担当なされております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○渡辺

ただいまご紹介にあずかりました海外林業協力室の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、COP/MOP4 等での CDM 植林と、それから REDD 関連の議論について話をということで、40 分間時間をいただいておりますので、お配りしている資料をもとに説明をさせていただきます。

先ほど冒頭、赤堀の方から、どんなふうに関係にかかわってきたかというのを自己紹介しておりましたので、役人風の並びでわたくしからも申し上げます。わたくしも気候変動の世界に戻ってきたところでございます。以前、COP でいうところの 8、9、10 ですね。デリーからブエノスアイレスまでに関係しておりました。そして、今回、昨年春からこの気候変動のいわゆる交渉に関係するところに戻ってきたわけでございます。役どころとしては、いわゆる交渉官ではありません。交渉される方の後ろにいて、テクニカルなことをアドバイスするような立場というふうに自分では理解しております。

本日お話しする流れですが、最初に条約や議定書というのはどんな具合だったかなというのをちょっと思い出していただいて、次に CDM 関連の運用ルール等を決める場についてお話をします。その後 CDM 植林が、今、そもそもどういうものかということと、それから運用がどういう状況にあるかということ。それから、さらに今現在の運用ルール等、あるいは登録の状況がどうなっているかというのを 3 番目に説明いたします。4 番目に、やや手前味噌ではございますけれども、今、政府、特に林野庁としてどういうふうにかかわっていくか、といったところをご説明申し上げます。

この説明の順番の理由としては、COP/MOP4 だけに限らずに、いろいろ流れを追ってご説明した方が、その後から出てくる REDD へのつながりがいいからでございます。REDD の方の議論はいろいろなところで話が同時並行している状況になっております。それについては最後の方で説明を申し上げまして、それでは今後林野庁としてどう取り組んでいくのかといったところを付け加えて終わりたいと思います。

まず、歴史ある気候変動交渉ですが、この図ではあつという間に COP7 まで至ってしまうわけですが、先ほど赤堀から説明いたしましたように、条約に基づく議決機関はコンファレンス・オブ・パーティーズ、COP でございます。おおよそ COP の番号で進行を数えるわけ

でございます、COP7 でマラケシュにおいて京都議定書全般の実施ルールができた、そういうふうに普通は理解しているわけです。けれども、ご承知のとおり、CDM 植林につきましては、一体何をできるのか、やれるのかというのが決まったのが2年遅れの COP9 でございます。さらに小規模の CDM 植林について、何が小規模か。あるいは小規模でどこを簡素化するかというところまで詰めができたのは、何と2004年の COP10 でございます。植林の CDM というのは、そもそも二回り、三回り遅れてスタートしたという経緯がございます。

その後、スタートしてみたのだけれども、なかなか実績が上がらない。非常に慎重なルールの運用をしていたということもございまして、この小規模 CDM 植林の大きさの限度というのは見直すべきだという声が南米を中心に上がりまして、2007年の COP13 のときには、従来の8,000トン二酸化炭素／毎年から倍増して、1万6,000トンに上限値を引き上げるという決定がなされたところでございます。

このスライドで何を言いたかったかと申しますと、決まるまでに時間がかかりました。しかしながら、非常にきつめに決めてしまった感があって、やや緩和される方向に動いたということをや言いたかったわけでございます。

「はじめに」が2枚もありますが、この CDM 理事会と植林のワーキング・グループというのは、COP 決定に基づいて、CDM の運用、それからルールの細部等について決めているところでございます。理事会（EB）の方は、2001年の11月から年に5回ないし8回ぐらいのペースで開催されておりまして、最近では昨年の11月に第44回の理事会が開かれております。この理事会のもとに、様々なワーキング・グループ、方法論のワーキング・グループ、それから植林のワーキング・グループなどなどあります。植林につきましては、AR ワーキング・グループというふうに言われております。この会合が2004年7月から年に5~6回のペースで開催されておりまして、最近では同じく昨年の11月に第22回のワーキング・グループ会合が開催されております。以上、CDM 植林というのはどのような経緯でここまでできたかな、というのが今までのところでは。

一応、今さらとは思いますが、CDM 植林とは何なのか？というのをさらっとおさらいします。気候変動、京都議定書の世界では、1990年が一応の基準になる年としてなっております。しかしながら、この1990年というのは本当に特別な年でございます、条約の中に、もう既に埋め込まれている1990年でございます。少なくとも1990年からずっと森林でなかったところというのを森林に替えたときに、これを CDM 植林の対象とすることができるというのが CDM 植林でございます。

その次、森林の定義として掲げてありますのは、各国から条約事務局に報告される森林定義のための三つの数値がアップロードされているウェブページの URL でございます。これは、非常にお問い合わせが多い数字、事項ですので、ここに挙げております。CDM 植林のいわゆる参加資格として、途上国では森林を定義するための数字というのを事務局に報告することになっておりまして、その報告された数字がここに載っておるわけです。森林の最少の面積のまともですか、あるいはその場所で植えた木が何メートルに最低達しなければいけないとか、あるいは上からぱっと見て、枝葉の茂りがどれほど地面を覆っていて、森林とみなすか、というようなものでございます。最少の面積については0.05ヘクタールから1ヘクタールの中で、それから高さについては2メートルから5メートルの中で、樹冠がどれだけ覆っているかという数字につきましては、10%から30%の中で、各国一つの値を決めて報告するということにな

っております。このあたりは CDM のウェブサイト等々を見ていただければわかります。これが森林の定義のための数値ということで、つついこれが森林の定義で、そのものだというふうに思ってしまうがちです。けれども、森林の定義というのは、いわゆるマラケシュ合意の中にございます。16/CMP1.として先ほど赤堀の方からも何回か言っておりましたけれども、森林の定義ということでは、先進国と途上国とは同じものでございます。何が言いたいかと申しますと、森林の施業のために一時的に伐採をして、その後植えなおす。あるいは天然更新によって森林に戻るところというのはそのまま森林であるということが、この 16/CMP1.の森林の定義のところに書いてあるわけでございます。三つの数字の方についついとらわれて忘れがちになるので、いわゆる基本となる森林の定義はここでございますという意味で、ここに掲げてございます。

次のスライド、運用ルールと先ほどから申し上げておりますけれども、ルールとしましては、もう既に COP の 9、10 でそれぞれ決まったものがあるわけですが、実際にそれをどういうふうに運用するかというのは、なかなか面倒なところがあるというのはご承知のとおりでございます。その面倒なところについて、最近の動きも含めて一応ご紹介をしたいと思ひまして、このスライドを用意してまいりました。

一つは、土地適格性の立証ということで、先ほど申し上げましたように、森林でなかったところを森林にするというのが CDM 植林なわけでございますけれども、この森林でなかったものをどういうふうに証明するか、実証するかということについて、この EB、CDM 理事会の第 35 回の会合がツールを提供してございます。これは原案で出てきたときには、妙に面倒といひましようか、データを集めようのない、とてつもなく厳しい実証ツールとして出てきてしまったものですがけれども、パブリックコメント等々を踏まえまして、割と何とかなるかな、というものが提供されたところでございます。それから、2 番目、追加性の立証につきましては、これも EB の 35 でツールが提供されております。

次に、登録時点での全植林予定地の同定というのがございまして、いわゆるバウンダリーの確定というものでございます。CDM 植林については、実際に植えるところの土地一つ一つの区画をすべて割り出してプロジェクトの境界を事前に決めておかなければいけない。しかもプロジェクトの中で、その境界の中全部植えなければいけないという、そういう理解で今まで進んできております。しかしながら、土地の手配、あるいはプロジェクトとして実行するという観点から、なかなかこれは事前にすべてのところを決めて確定してプロジェクトデザインドキュメントに乗せるのは非常に困難だということが改めてあちこちから提起されました。そして、EB の 44 では、予定地の 3 分の 2 以上で管理下にある区画として拾えていれば、まあいいでしょうと。これは登録時点までの話でございまして、最初の検証のときには、すべての境界を確定せよということになっておるのですが、今までに比べれば、割と緩和したルールの運用というのが決定されてございます。ここ書いてありますけれども、国内の森林施業でいうところの小班の境界を決めるような話でございまして、小班という言葉におなじみのない方に申し上げれば、要は切ったり植えたりする個々の切り方、植え方のときの土地の周りを最初から全部決めておくという、そういうぐらいの話だというふうにお考えいただければ結構でございます。

それから、その次、吸収量計測の保守性の確保についてです。もう CDM 全般の大原則でございますが、排出削減であれば、削減量を過大推計しない。吸収源であれば、吸収量を過大に推計しないという大原則があります。その点 CDM の植林というのは、非常に徹底したルール

の運用というのをやってきたわけです。しかし、理事会の第 42 回ですね、昨年 9 月になりますが、そこでは施肥（肥料の施用）に伴う亜酸化二窒素の排出について。それから EB44 では、プロジェクトのために直接使う化石燃料の消費、車両とか機械によるものですが、それに関する CO₂ 排出量については無視できるという決定がなされております。逆に言いますと、従来はそういうものも全部ちゃんと推計をして報告をしなければいけない。そしてそれが検証される。そういう仕組みになっていたわけでごさいます、やや現実的などころにルールが落ち着いてくる方向・情勢にあるということでごさいます。

続きまして、さらに最近の動向ということでご紹介をいたしますと、ここに掲げたとおり、理事会の議論というのは、この理事会に関するホームページ、ウェブページから割と早目に見られるようになっております。現在も、もう次の理事会のアジェンダ等が掲載されておまして、割とオープンになっています。既に通常規模で 10、うち一つが統合方法論、それから小規模について五つの方法論というのが、ここまでかけてようやく採択されてきております。小規模 CDM 植林の方法論に関しましては、農地や草地に使えるもの、居住地に使えるもの、それから湿地に使えるもの、マングローブも含むというものですが、その三つが通っておりまして、昨年 11 月の第 44 回の理事会では、二つの小規模方法論としまして、アグロフォレストリーに使えるもの、それから非常に生産性の低い土地、鉱山跡地とか砂丘といったようなところの荒漠地を対象としたものが採択されております。これらは実際には AR ワーキング・グループが開発したものですけれども、理事会で承認されております。そうした方法論の詳細というのは、ここに掲げてある URL に記載されているとおりでございます。

ここでちらっと豆知識的なことを披露しますと、ここで出てきた五つの小規模の方法論というのは、要は IPCC で言うところの土地利用のカテゴリにそのまま読み替えられるものでございまして、土地利用のカテゴリは、農地、草地、居住地、湿地、荒地というものでございまして、アグロフォレストリーとは若干趣が違いますけれども、IPCC の土地利用の考え方というのは六つの土地利用、ここにある五つのほかに、森林があって、六つの土地利用になっているわけでごさいます。方法論の開発状況というのは、このような状況でごさいます。

次に、有効化に着手された CDM 植林、すなわち、方法論に基づいて PDD が作成されて、DOE（指定審査機関）による有効化審査が始まったよ、という CDM のプロジェクトは、ウェブから確認できます。現在申請中の案件数がほぼ 40 件ぐらいあります。しかしながら、登録に至った CDM 植林のプロジェクトに関しましては、相変わらず 1 件のみ。それから登録待ちがモルドバの 1 件という状況で、まだ登録の方まではなかなか進んでいないというのが、残念ながら現状でごさいます。

さらにページの下の方に下りまして、AR ワーキング・グループにおける議論というのがどうなっているかというのを少しご紹介いたします。このスライドの上の方に書いてある URL に、AR ワーキング・グループの結果というものが順番に公開されております。要は、CDM 理事会で議論された植林 CDM の中身というのは、事前に、この AR ワーキング・グループで議論されているわけでごさいます、土地の適格性、プロジェクトの境界、それから無視できる排出等々についてどんな議論が行われてきたか、という詳しいものは、こちらの方で公開されております。

しかしながら、AR ワーキング・グループにつきましては、どうも CDM 理事会ほどにはオープンな資料公開になっておりません、ちょっと分からないところもあるというのが現状でご

ざいます。今までのところ、ようやくある程度融通の利く、あるいは現実的なルールの運用を採択しているところを見れば、それなりに現状をよく踏まえて議事をしてくれているのだろうな、という感じでございます。

その次、ようやく COP/MOP4 でございます。COP/MOP4 における CDM 植林の議論というのが、ちょっとここで唐突に出てきてしまっていますが、極めて新しい話がございます。ブラジル提案、これは CDM 植林に関するブラジルからの提案でございますが、疲弊した森林での再植林について検討してほしいという要望が提案されております。こちらの方に掲げました Inf03 という書類、文書の中に軽くさらっと書かれてございますけれども、今まで割とブラジルの方というのは、どなたが会合にみえても、CDM 植林に割ときついルールを政府関係の方は主張していました。けれども、ここでは疲弊した森林について、CDM 植林の対象を広げてほしい、ないしは柔軟に考えてほしいということを主張しているようでございます。

並行しまして、AWG-KP における検討ということですが、これは 2012 年末までも含めて将来に向けて、柔軟性メカニズム、CDM やら共同実施のプロジェクト、それから排出量取引をどうするかという検討を行っております。現在各国がああやってほしい、こうやってほしいという希望を上げておりましたものをまとめてきた段階でございます。これは今年のボンでの SBSTA 会合、それから、今年の暮れのこのフォーラム、ポズナンでさらっと議論されまして、今ここに掲げてございますような、これも Inf03 ですけれども、このレポートの中に入っているところでございます。

先程のブラジル提案でございますけれども、ブラジル提案について正式なものとしては、ここにあるドキュメントの中にあるだけでございます。どうやら、ブラジルのユーカリ等は、例えばひとサイクル 20 年ぐらいのローテーションで施業されるようです。すなわち、1 回植えた後に、20 年周期で伐採して萌芽更新を繰り返す。根本のところから切って、また横から伸びてくる木を使う。そんなことを 2 回ぐらいやった後に株が疲弊する、そういう森林がある。そういうところについては、しばしば放置されてしまうのですが、そういうところについて追加性がある場合には CDM 植林として認めてもよいのではないかという、そういう提案だというふうに聞いております。要は 1990 年時点に森林であっても、放っておかれて森林にならないようなところというのは、もう一度植えた場合には CDM 植林として認めてもいいのではないかという、そういうあっと驚く提案ではないか、という話が聞こえております。

次、半ば手前みそでございますけれども、政府として CDM 植林について何をやっているかというところをご紹介します。政府としてやっていることの第 1 の仕事は、CDM 植林プロジェクトの政府承認でございます。これは一番上に掲げました官邸にあるウェブページの中に手続き、あるいは関係省庁のどこが窓口になっているかといったような説明等々があります。これもその CDM プロジェクトを成立させるための基本的な手続き、投資国側の承認手続きでございます。京都議定書等々に照らして、京都議定書等に反するプロジェクトではないかどうか、という審査が行われるわけでございます。

2 番目のところ、これは農水省のプレスリリースの URL でございまして、10 月の末に植林 CDM の政府承認の第 1 号についてプレスリリースを行いましたので、その URL を掲げてございます。この中身は登録された中国のプロジェクトへの参加者の追加。それからモルドバのプロジェクトの承認でございます。

それから、2 番目、世界銀行 FCPF を通じての貢献ということで掲げてございますが、これ

は後ほど「終わりに」のところでまた改めてご紹介します。

本来は、ここに国際協力機構（JICA）さんの二国間ベースの技術協力のプロジェクトというのを入れなければならないのですが、今回のこのプレゼンテーションでは、特に林野庁的などところに切り口を絞っておりますので、あえて載せておりません。ご関心のある方々は既によくご存知とは思いますが、チリ、ウルグアイ、アルゼンチン、それからベトナム、古くはインドネシアといったようなところで CDM 関連の JICA さんのプロジェクトというのがかなりの成果、ないしは現地での「ありがとう」と、感謝の声をいただいているわけがございます。これはいわゆる地道なデータ、経験の積み重ねというところでは非常に力のあるものでございます。

かくいう私も一昨年の末まではウルグアイの植林 CDM の能力開発のプロジェクトに従事していたということもございまして、政府の取り組みというのは、このスライドにあるものばかりではないということを一言申し添えておきます。

林野庁として何をやっているかというところでございますけれども、これも既に皆さまよくご存知だとは思いますが、CDM 植林ヘルプデスクから情報を提供しております。相変わらずあちらこちらからのお問い合わせ等々いただいております。早いところ、よく聞かれる質問についての Q&A を作りたいと思っているのですが、お問い合わせの内容もさまざまございまして、なかなかホームページの内容を更新できない心苦しいところでございます。

それから、その次、CDM 植林を支援するための事業につきましては、ガイドラインへの対応指針ですとか、ツールの作成、あるいは人材育成などなど、この国際緑化推進センターさんはじめ各位の皆さまの取り組みにつきまして、このヘルプデスクのところからリンクを張っております。一部古いリンクもありますが、どんなことをやっているかというのは、こちらの方からご覧いただけるようになっております。

ここで CDM からちょっと離れまして、REDD の方の議論の展開をご紹介します。念のため REDD になじみのない方がいらっしゃる場合も考えまして、経緯から簡単にここにまとめております。そもそも全地球規模で見たところの森林というのは、大体 39 億 5,000 万ヘクタールあるというふうに言われておまして、これが陸地の 3 割ぐらいに当たっております。地球上の森林と申しますのは、熱帯を中心に、大体年間 1,290 万ヘクタールぐらいのペースで減っているというふうに言われておまして、これが 2000 年から 2005 年ぐらいの間に減った数値でございます。この数値は、減った部分だけを数えると、こういうふうになるという話でございます。別に造林されて新たに森林ができたところと差し引きをいたしますと、それでも 730 万ヘクタールぐらい減っているというふうに言われております。この 1,290 万ヘクタールによる二酸化炭素の排出、燃えたり腐ったりしますので、それらと合わせて、森林に関連する排出というのは、大体全地球上の人為的な二酸化炭素排出の 2 割ぐらいに相当するだろうというふうに言われております。

問題は、この森林減少等々の途上国の森林に由来する排出は、京都議定書では何ら手が打たれていないということでもあります。CDM 植林の方はもっぱら植林の方だけを見ておりますので、減る方は全然ケアされていないという、そういう問題があるわけがございます。これについては、第 1 約束期間のルールが決まるときには、やっぱり森林の管理も見るべきだという議論もあったのですが、いかにも不確実性が高いということではじかれたという経緯がご

ざいまして、結局のところ対象外になったままです。そこで、2004年のCOP11のときまでに、パプアニューギニア、それからコスタリカ、あるいは南米の諸国が途上国における森林減少に由来する排出の削減についてインセンティブを付けるべきだという提案をしたわけです。このあたりの経緯は、ここに掲げてございます事務局、ウェブサイトにも割と淡々と事実関係がよく説明されてございます。

ご案内のとおり、一昨年、COP13のバリ行動計画の中で、このREDDの削減へのインセンティブと政策アプローチが主要なブロックの一つに入ったわけでございます。

先ほどの赤堀の方からお示ししました図とほぼ同じですが、今回の主役はREDDでございます。REDDにつきましては、このSBSTAの場合でも、いわゆる技術論、技術的な事項が検討されておりますし、そもそもREDDが入っているところは、この条約に基づくLCAの方のAWGの緩和の一部、五つのブロックの中の一つ、緩和の一部という形で組み込まれてございます。

このスライドにおいて、AWG-LCAの検討事項である「REDD」と、AWG-KPの検討事項である「LULUCF国内吸収源排出量取引とプロジェクト」との吹き出しが一部重なっております。これは将来のCDMの中にはREDDを入れるべきだと提案する国があるわけございまして、こちらの方にも実はREDDが出てきます。したがって、AWG-KPの一部で扱われ、SBSTAで扱われ、LCAの本体でも扱われという具合でございまして、もうあちこちでこの会合期間中はREDDの話がちらりほらりと出てきてしまうわけでございます。しかしながら、本体はあくまでこのAWG-LCAの中で、いわゆる将来枠組みの中にどういうふうに組み込まれるかというところが本来の勝負所でございます。

また同じく、先ほど赤堀の図とほとんど同じ土台に基づいておりますが、REDDにつきましても、デンマーク、コペンハーゲンのCOP15で最終的には将来枠組、次期枠組みの中で合意されるというスケジュールになっております。非常にテクニカルな話ではありますが、この上の方の赤矢印が、ポーランド、ポズナン前までは、何とかCOP14までにテクニカルな検討は終わらせたいというふうに予定は組まれておりました。この矢印は今よりも短かったのです。けれども、実際には、そのテクニカルな事項として考えておりました、モニタリング、あるいはどれだけ森林減少が抑制されたかというときのベースライン的な数字、量をどうやって決めるかというのは、非常にテクニカルな反面、ポリティカルな面もあるということもございまして、なかなかどたばたしておりました。このテクニカルな検討の矢印は、ポズナンで次の1年分延びてしまったというのが今回の結果の一つでございます。

話は前後しますが、そのREDDに関する議論の展開の大きなステップとしてございましたのが、バリの後には、大きくは、この昨年の夏のG8サミットと主要経済国会合MEMというのがありまして、この中では、温暖化の中で、あるいは森林の中で、この森林減少、REDDに関連する話題というのがこんなふうに扱われております。特に下線の部分ですね、途上国の森林減少・劣化からの排出の削減行動を奨励するとかです。MEMの方でも、これはインドネシア、ブラジルが入ったMEMですが、森林減少・劣化に由来する排出の削減及び森林等による吸収の増加が、温室効果ガスの安定化や副次的効果を招来するという認識ですね。それから、能力形成、実証活動に対する協力の継続といったようなものも織り込まれております。

並行しまして、我が国の総理大臣ですね。アフリカ主要国首脳との会合というのがあるわけですが、幾つかのアフリカの諸国からですね、森林保全に特に強い支援の要請が寄せられたりしております。これがそのG8とMEMにおけるREDDの話題でした。

次にポズナンでございます。非常にぼやけた写真で申し訳ないのですが、素人写真でございます。1万人ぐらいが参加したと言われたポズナンでございますけれども、何となくこんな雰囲気でございます。何があったかと申しますと、加藤理事長の方からもご紹介いただきました通り、REDDの取り組み強化に関する閣僚級の共同声明というのが発表されております。これは各国の、イギリスのミリバンド大臣はじめ閣僚級。それから日本からは大使等々がホテルの一室に集まりまして、ではこの声明で発表ですということで発表したわけでございます。この12日の時点では20カ国、その後4カ国が後から入りまして、現在のところ24カ国の共同声明ということになっております。ブラジル、インドネシア、パプアニューギニア、コスタリカ云々というふうに、ここに並べてありますけれども、残念ながら米国、ニュージーランドはそれぞれですね、米国は政権移行期間中、ニュージーランドは新政権が緒についたばかりということで、とてもこういうはっきりしたものには名前は載せられないということを担当者が言っておりましたが、残念ながら載っていません。

この共同声明の中身につきましては、REDDは大事である。キャパビルがまず大事だと。将来的にはきちんとしたメカニズムにしていきたいと思いますといったようなことで、ここに掲げてございます、これは農水省のCOP14の結果に関するプレスリリースでございますけれども、そこに日本語訳としてどんな文章かというのがありますので、ご興味のある向きにはごらんいただければと思います。

というわけでございます。先ほどの、大きな成果である共同声明。中身がどうだったのかと申しますと、これがLCAのアセンブリドキュメントというものでございまして、将来枠組みに向けて、各国がこうあってほしい、こうあるべきだということを今まで意見提出等々したものを、このLCAの議長さんが、「えいやっ」と一つにまとめた文章でございます。いわゆる交渉テキストの前段の取りまとめ文書のさらにその前の段階の文書でございます。先ほど赤堀も申しておりましたけれども、現在LCA全体で120ページぐらいの分量になっております。そのアセンブリドキュメントが出されまして、さらに各国のコメントを受け付けて、1回改訂をしております。レビジョン1のバージョンというわけで、Rev.1という番号が付いてございまして、その中にREDDが一部含まれております。パラグラフでいうところの52から四つぐらいのパラグラフに分かれていたと思いますけれども、その中で、今日に付く主張というのを拾いますと、そもそもが森林減少・劣化への対処、緊急性が高いというものです。これの意味するところは、対立する考え方としまして、炭素の増加ですとか森林の保全、増やす方、守る方についての重要性を強調する国があります。これのどちらを支援するかといえば、我が国としては、減少・劣化の方は、どう考えても排出として緊急性が高いという主張をしております。こちらにも、ジャパンとちゃんと表示されてございます。

それから2番目。持続可能な森林経営が大事であるということで、これを1項目入れております。これについても、我が国が名前を並べておりますけれども、残念ながら技術協力云々のところまでは明示されておられません。技術協力云々も含めた部分というのは、我が国としての主張でございます。アセンブリドキュメントとは別の部分で出てきます。

それから3番目。準国アプローチ、これいい日本語がないので、ずっと準国アプローチと言ってしまうておりますが、サブナショナルな取り組みという意味でございます。REDDの基本は、国ごとの森林減少のカウントというのが普通の大多数の理解ではありますけれども、一部の国が、国の中の一部地域、ないしはプロジェクトの取り組みをきちんと入れてほしいという

ことを言っております、その準国アプローチというのが延々と議論が続いております。それはやってもいいけれども、何か条件付きで慎重にやった方がいいですよ、ということを我が国言っておりますので、ここに載せてございます。

それから、その次、REDD ということでインセンティブが付きますので、そのベネフィットがちゃんとローカルのコミュニティー、あるいは先住民のコミュニティーを含めて透明に配分されるべきだ。しかも持続可能な森林経営に役立つようなあり方でなければいけないですねと、こういうの、これ我が国が掲げておりますので、これをここにも掲げてございます。不思議なことに、この配分の透明性については、ほかにはっきりと掲げている国はありませんで、日本単独の意見として掲載されております。

あとこの下二つはアセンブリドキュメントから離れまして、テクニカルな事項でございますが、推計は IPCC の方法論、非常によくできた発展性のある方法ですので、それをやると。それから、衛星モニタリングに関して貢献する。地球観測技術衛星、ALOS「だいち」とか、その後の衛星のこともありますので、まずは途上国の森林というのを客観的に見るためには、やはり衛星のリモートセンシングというのは必ず必要になるということで、我が国の持つ強みとして、この面は貢献していきますということを、昨年東京で方法論のワークショップをやったときも含めまして、一貫して主張しております。

もう一つ、ポズナンの主な結論、発展でございますけれども、テクニカルな検討としまして、SBSTA の結論文書を採択して COP に報告をしております。COP 決定には至らずという意味は何かと申しますと、要は明確なルールみたいなものは設定することができなかったということでございます。では、SBSTA の結論文書の中で何が決まったのかといいますと、一つは作業スケジュール。2月15日までに途上国のキャパビルのニーズ、資金のニーズも含めまして、各国意見提出をします。それから、先ほどちらっと申し上げました何をもとにして排出、森林減少が抑制されたかという、そのもとになる方の値をどんなふうにするか。参照排出レベルととりあえず呼んでおりますけれども、それに関する専門家の会合を開く。それから SBSTA30 の検討を継続して COP15 に報告する。要は、これが1年延びたという部分でございます。

その方法論的ガイダンスというのが2番目の大きな項目でございますけれども、これはきちんとしたルールとして決めることができませんでした。基本的には IPCC のガイドライン等の仕様をこれからの REDD 実施では考慮しましょうと謳うにとどまったというところでございます。それでは、何を議論していたのかといえば、土曜日フル稼働。それからイスラムの大事な日なのでお休みとされた火曜日、REDD チームはフル稼働でございました。この SBSTA 結論をまとめるために、何十時間という時間を費やしております。議論となったポイントの一つは、この森林減少・劣化と、それから炭素増加・森林保全の扱いの差というのは、一応はこのバリ行動計画の中で明らかにされているのですけれども、それをインド及び中国が、「いやいや、同等に扱え。いつまでバリの話をしてるんだ。同等に扱え」と延々頑張っていて、これが一つ争点になっておりました。

それからもう一つ、モニタリング対象を森林に限定せよということをブラジルが強硬に言っております、森林が減るところだけ見ればいいのかということをやっております。それに関しまして、「いやいや」と。「森林が森林でなくなった後についてもちゃんとモニタリングできるような、そういうモニタリングの土台を置かなきゃいかんですよ」ということを米国、EU、我が国等々は延々と言って、これがまた1日ちょっと費やされております。

それから三つ目に、その先住民、森林に生活基盤のある先住民の方々の参加というのは、この REDD に関しては非常に重要だということはみんな分かっているわけですが、その先住民、あるいは地域社会、ローカルコミュニティの参加とか権利について、どんなふうに表現するのか、できるのかというところで、これも非常に時間がかかった議論でございます。どうやらこの REDD の交渉に参加してくる代表者というのは、各国がどんなふうにかきたいか、書けるか、書けないか、というところをいろいろ話をしてみないと、どんなふうに結論を書いていいか分からなかったというのが、どうも正直なところでございます。

結果につきましては、この L.23 という文書ですね。こちらに URL を載せてございますけれども、この PDF に英文 4 ページぐらいの内容でございまして、非常に読みにくい英文になっておりますが、まとめられております。

次のスライドは、話は変わりますが、先ほど申し上げた、我が国の REDD への取り組みとして、世銀の FCPF を通じての取り組みをご紹介しました。その FCPF につきまして、ごく簡単に説明しております。ひとつ前のスライドの写真が、昨年 10 月にパリの世銀のパリ本部で開催された FCPF 会合の様子です。昨年 10 月に会合がありまして、REDD への FCPF への取り組みについて割と方向性が出てきましたのでご紹介いたします。まず、世銀で何をやるかというところは、キャパシティビルディングでございまして、すなわち条件整備。各国が REDD をやるために、何をどんなふうに体制を整えるかというフェーズにあるわけです。今各国が拠出を確定している額が 1 億ドルありまして、それで 20 ないし 30 カ国を、お金が 1.5 億ドルに積み上げれば 30 カ国までふやしてモニタリングの体制構築をする。それから、先ほどの比較する排出量、森林減少、量の割り出しの検討。それから REDD について、その国がどういうふうに取り組んでいるかという戦略の作成ということについて、各国大体 20 万ドルぐらいから始まって、200 万ドルぐらい。計画の計画を策定するのに 200 万ドル。それからキャパビルの活動に各国 200 万ドルぐらいまで、まあ目処として。ひょっとすると 300 万ドルぐらいまでいく国もあるかもしれないという、そういう検討で能力開発をするのが FCPF でございます。

我が国は 1,000 万ドルの拠出を確定しておりまして、具体的な文書等々は、世銀がウェブに情報をアップロードしておりますので、こちらの方からご覧いただけます。何をどのくらいだけかという、FCPF の定款ですとか、会議でどんなプレゼンテーションが行われたか。それから、各国の状況がどんなふうになっていて、どういう手を打っていききたいかというのを一生懸命説明した 20 ページぐらいの各国ごとの文書が公開されております。そういうものがこの URL からたどっていけるような具合になってございます。

支援対象国として選定されたのが、これまで 25 カ国ありまして、ここに掲げるような国々、アジアからは、特にラオス、パプアニューギニア、バヌアツ、ベトナム、ネパールが選定されております。残念ながらインドネシア、それから南米のブラジルは、この FCPF には普通のスタイルでは載っておりませんで、この 2 カ国につきましては、パートナーという不思議な位置付けを与えまして、会合があるごとにインドネシア、ブラジルの方が来て、今、両国におけるそれぞれの国における REDD の取り組みがどうなっているかというのを一生懸命説明してください。FCPF の方も、FCPF が何やっているかという情報をざっくりばらんに提供するという、そういうことになってございます。

ようやく「おわりに」の後半(2)のスライドです。これから特に林野庁として、この CDM、REDD、気候変動の中の途上国の森林の問題にどう取り組んでいくかというのを申し上げますと、

このようになるということでございます。一つは CDM 植林の継続でございます。大変苦しい期間が長く続いておりまして、ルールの本体、あるいはクレジットの有効期限の問題など、なかなか変えられない問題というのがあるわけではありますけれども、これは CDM 植林の支援というのは続けていきたいというふうに考えております。状況も若干は変わってきております。

それから、もう一つ、この将来枠組みの合意に向けて、主要経済国を含めた途上国、アメリカもちゃんと入った気候変動交渉に向けた参画ということで、今年1年間きっちりと取り組んでいきたいというふうに考えております。REDD については、特に途上国努力を引き出すための要になるという考え方がございますし、CDM につきましても、CDM を将来枠組みの中でも使うということだけは、もうはっきり決まっているわけございまして、その中で CDM 植林というものをどんなふうに位置付けていくのかということも、これもしっかり取り組んでいきたいと思うところでございます。

あと次のスライドにつきましては、もう既にご覧いただいている方もいらっしゃるかと思いますが、参考になるリンク、URL を掲げております。若干新しい情報としましては、2 番目のウェブプラットフォームというのを条約事務局がバリ会合の結果を受けて設立しておりますので、ここに割と前広な情報があちこちの国から寄せられるということで注目されているところでございますので、ご案内申し上げる次第でございます。

時間延びてしまって申し訳ありませんけれども、わたくしのプレゼンテーションは以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○司会

大変丁寧なご説明をありがとうございました。それでは、ちょっと時間が押しておりますので、本来 10 分ほど休憩を取る予定でございましたが、質疑応答は 40 分から始めたいと思いますので、所用のない方は、このままご着席をしていただければというふうに思います。すみません。よろしく申し上げます。

質疑応答

○坂田

PwC アドバイザリーの坂田と申します。どうもありがとうございます。

これ、REDD なのですけれども、ポテンシャルがかなり多いということで、方法論が異なると、世界的に排出権が供給される量というのがかなり変わってくると思うのですけれども、こういうことも考えてルールを作っているのかなということが1点。それと、これはJIについても、先進国についても導入されていくのかどうかというところを2点質問いたします。

○司会

それでは渡辺講師の方からお願いできますでしょうか。

○渡辺

ご質問いただきまして、ありがとうございます。

一つは、ルールあるいは対象が変われば発生する削減量、ひいてはクレジットのようなものの量が変わってくるという、そういう感覚というのがあります。ただし、形式的なところを申し上げれば、まだ今のところはあくまで条約に基づくLCAの中で話をされている段階でありまして、いわゆる京都メカニズム的なREDDというのは、ほとんど議論をされていないというのが現状でございます。AWG-KPの方ですね、京都議定書の方のドキュメントには、REDDのプロジェクトをとというのは出てくることは出てくるのですけれども、そちらの方では実質的には何も議論はされていない状況です。

LCAの条約に基づく方では、相変わらず市場メカニズム的なものにするのか、それともそういう市場メカニズム的なものを入れない、いわゆる基金方式的なものでいくかという二つの大きな考え方があるというのは、相変わらずそのままであります。ただし、白か黒かみたいな話をしているのではなく、練習から始めてキャピビルもやって、将来うまくいけば、将来の姿としてクレジット的なものにつなげるという、何か3ステージのアプローチというのをパプアニューギニア等が提案したということもありまして、基金かクレジットかという二項対立にはなっていないのです。まだそういった入り口論でとどまっている状況です。

ただし、ごく非公式な場では、REDDの削減量というのは、先進国の努力プラスだよねと。REDDでもって先進国がサボるというのは駄目だよね、ということを行っている国はありますし、そういう考え方がアセンブリドキュメントの中に出てきます。そういう話を非公式の場でするときには、当然REDDからクレジットが出るなどということにしたら、もうクレジットの洪水じゃないかということもちらちらと言う人もいます。ですから、いわゆる交渉に携わる人たちというのは、大きな意味でのクレジットの需給というのは、そこにREDDのスキームのあり方が及ぼしてしまう影響というのは、割と真剣に受け止めております。

JIについてどうなるかということについては、まだよく分からないというのが正直なところです。REDDの議論をしているところには、ロシアはほとんど出てきていないはずですが。しかしながら、JIについては、KPの方の各国の希望を入れたドキュメントの中で、土地利用関係の活動について、JIの方でも拡大すべしという意見を言っている国があったはずですので、ま

るきり忘れてしまっているわけでもないです。議論のフォーカスになっているような感じは今のところないですね。

あと極めて森林的な話をすれば、経済大国の国々というのは、そんなに森林は減っていないはずですので、直に REDD の対象になるという国はあまりないはずですが、国によっては、がたがたと減っているところがありますので、そういう国は楽しみにしているかもしれませんが、今のは、LCA の途上国の行動として分類されている世界に REDD はとどまっています。JI の発展として土地利用活動を広げるという動きは、一方ではありえるという状況です。

○司会

貴重な情報をありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。はい、お願いします。

○藤原

全木連の藤原といいます。ご報告ありがとうございました。赤堀さんの発表の方に関係すると思いますが、木材業界としては、伐採後木材の取り扱いについて非常に興味を持っています。その関連で、赤堀さんの報告の中に、我が国のスタンスということで日本が出したサブミッションの中で、多分最後の行にあるから、最後の方にちょっと書いて出したと、こういうことかなと思いますが、全体の次期枠組に向けての議論の中で、伐採後木材について、今回の会合でどんな議論だったのかということと、6月にその議長ペーパーが出るようですが、その中で伐採後木材の取り扱いがどんなふうになりそうか、こういうことも含めて伐採後木材（HWP）についてお伺いします。

○赤堀

HWPについては、昨今の議論では、はっきりいいまして、中身について突っ込んだ議論はありません。誤解のないように申し添えますと、大切ではないと皆さんが思っているのではなく、事の軽重からはまず森林吸収源、前回のマラケシュまでのプロセスでも非常に議論・争点が多かったので、そちらからやりましょう、ということになっているのだと理解しています。

そうは言っても、実際はマラケシュ前後から既に HWP の計上の方法について、かなりの議論があり、これはわたしの個人的な感想になりますが、全体的に言うと、2000～2001年ぐらいに議論始めたころは、輸入国と輸出国でかなり意見が分かれていました。具体的に言うと、ストック・アプローチでは輸入国でかなり大きくカウントできる可能性があり、逆にフロー・アプローチでは輸出国にプラスが付くという感じなのですが、それで意見が大きく分かれていました。カナダとかオーストラリア、ニュージーランドあたりは、フローだと主張しており、日本やEUはストックだと言った話をしていました。しかし、最近是非公式に話しても、そういうような話ではなく、あるいは棚ぼた的にクレジット獲得するようなことは、適切ではないのではないかという話もあり、例えば各国の国産材に注目するプロダクションアプローチといったものもあります。ほかにもニュージーランドが、木材というのはいつか廃棄されるわけですが、その製品によってその期間を一定に決め、それで計算するような方法を提案したりしています。そんな中から今後決まっていくのではないかと思います。3月の会合以降、これに

については確実に議論されると思います。国内でも全木連さんも含めまして期待されるところがある一方で、現実的にどういう姿になるか、つまりどういう方式でいっても、国内のストックがふえればその分はプラスにカウントされるにしても、国中木材で埋め尽くすということにはできないわけです。そういう意味で、住宅が木材としてはバルクが非常に大きいわけですが、人口が減っていく中でどういう動態になっていくかということも考えた上で、実際どのくらい、どのような曲線を描くかということもきちんと考慮しながら検討していくことが必要だと思います。

先を行き過ぎる話になりますが、先ほども申しました通り、中期目標を現在作っているわけで、そこに掲げるかどうかということにも関係してきます。もし掲げれば、森林吸収源と同じような議論、すなわち国外、国内的にもこれだけやりますという約束になってくるわけですから、そういう意味で、どういう対応ができるか、国内の森林、木材産業を活性化しつつ、技術的にはどのような対応ができるか、ということも含めて考える必要があると考えております。

○司会

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○藤原

すみません。中期目標とおっしゃいました。ちょっとそのところを教えてください。

○赤堀

先ほども触れましたけれども、手もとにその資料がないのですが、今年の12月に最終的な約束、ここでは数値目標まで含めて決める予定です。日本に実際どのくらい削減ポテンシャルがあるか、また、吸収源も多分含めるとは思いますが、そういったことを勘案して、6月までには内閣官房を中心に、次期枠組みに向けた中期目標を作るようになっております。これをもとに交渉を進め、最終的に12月に数字を含めた約束になるわけです。

ですから、確かに数値目標、中期目標が最終ゴールではないのですが、交渉の中で、森林吸収源や排出のすべてのセクターでどのくらいポテンシャルがあるのか、ということ踏まえての交渉になります。例えば、伐採後木材について、現在検討しているところではありますが、実際にどのくらい最終的な数字に反映させるかどうか、という話になってくるわけです。ですから、木材産業を活性化させる可能性がある一方で、目標数字的な話に入ってくれば、例えば木材の蓄積をふやしていく、ということ内外にきちんと約束するに等しくなります。したがって、現実的にどんな対応ができるのかということもきちっと考慮した上で対応することが必要だと思います。林野庁としても、これからそのポテンシャル的なことも考慮していきたいと考えております。

○司会

ありがとうございました。ほかにどなたか。はい、お願いします。

○三宅

国際協力銀行の三宅と申します。本日は分かりやすいご説明ありがとうございました。渡辺

さんに REDD に関して一つ質問があるのですけれども、わたしども世銀の FCPF への出資参加を検討しております、ここ 1 年ほど REDD の国際的な議論というのをウォッチさせていただいています。お話にありましたとおり、なかなかこの入り口論的な議論を出ない状況で、わたしども投資家に必要な情報がなかなか出てこないということでやきもきしております。

そんな中、先ほどご説明にありましたように、この京都メカニズム的な REDD の議論というのがまだなされていないということからしますと、今年のコペンハーゲンにおいて、将来枠組において REDD が京都クレジットになるということが決まる可能性は、もう極めて少ないと考えてしまってもよろしいのでしょうかという点の一つ。もう一つは、もしそうであれば、今年のコペンハーゲンで REDD に関してどういったことが決まるのかということ、渡辺さんの個人的な意見で結構ですので、お聞かせいただければなあと思います。

○司会

なかなか難しい問題だと思いますけれども、渡辺講師、お願いいたします。

○渡辺

本当に難しいご質問で、わたしも何と答えていいかよく分からないのですけれども、何しろコペンハーゲンに向けては、2 年間のスケジュールということで、バリを区切りとして 2 年間走り続けた計画ですので、何か、ある意味での将来枠組というものは決めなきゃいけないというふうに考えています。その中には、もういわゆる特出しというのでしょうか、緩和における途上国の行動の中でも、一つだけ抜き出されている REDD ですから、当然一つの大きな焦点になる。何かが決まらなきゃいけないというふうに考えてはいます。けれども、それを京都議定書の柔軟性メカニズムの将来枠組みの位置付けと、どういうふうに決められるか、決められないかというのは、正直申し上げて、私もどうなるかよく分からない。どうするのが良いのかよく分からないところがあります。

では、何がコペンハーゲンで将来枠組みとして決まるのかということになれば、それはまさに交渉の末のことですけれども、各国、将来枠組みについて何が一番大事なのかというところから、恐らく何か導き出されてくるだろうとは思っています。それがどんなイメージかというのも、まだちょっと今の段階では何とも申し上げようがないというところがございます。

一つ申し上げますと、先ほどわたしの方から申し上げましたモニタリングの手法について、ブラジルを代表に賛同する途上国も多いようですが、森林の減少だけモニタリングする体制を整えればいいのだ、という考え方については非常に問題があると思っています。これはモニタリングの考え方、ないしは土地利用全体を見ないと本来の姿にたどり着かないというのがありますし、REDD の削減量の信頼性といいたし、説得力としまして、森林の減少だけでなしに、その後の土地利用がどうなっているのか。あるいは森林をふやしたところとの計算をどうするのかというのがありますので、ある程度後々応用のきくモニタリングの基盤を置いてもらわなきゃいけないというスタンスは、もう既に出していますし、これからも堅持していかなければいけないと思っています。

なかなかお尋ねいただいたことに素直に答えられなくて、まことに申し訳ないのですけれども、とりあえず言えるのは、そういうことでございます。

○司会

はい、ありがとうございました。最後に、赤堀様お願いします。

○赤堀

ちょっと昔までの要は、何らかの形でクレジットが発行できるか、でした。そういったスキームができるかどうかについて議論されていましたが、今渡辺が言ったように、モニタリングシステムをどれだけきちっとできるかということが非常に大きいと思います。7年前を見ますと、そのとき私は国内吸収源の担当主任だったのですが、マラケシュに向けて日本国としては、吸収源を入れないと実際に6%に達しないので、真剣に交渉しました。そのときの議論は、森林は排出セクターと比べたらずっと不確実性が高いので、入れるべきではないというベタな議論がありました。それに対して、結局森林を入れると決まったときの対応は、大まかにいえば、どうしても排出削減セクターと比べて、不確実性について追い付いていかないということについて目をつぶるだけでは駄目で、先進各国できちんとモニタリングシステムを作る、それからIPCCできちんとその方法を作るということで、なるべくギャップを埋める方針となりました。途上国についても、そういうようなことをやるのかどうか。先進国と比べて、目指すべきところ・理想と今あるところのギャップは当然ずっと大きいわけですから、それが埋まるかどうか。わたしが会議に参加したときに、実はPNGの人に聞いたのです。「いろいろやっているけど、間に合わないんじゃないの」ということを言いましたら、「いや、頑張っているんだ」と。昨年11月に会合を開催し、2月、3月もブラジル、ドイツで彼ら自身でワークショップやるそうなのです。ですから、例えばそういったところで彼らがキャパビルを自らもやって、信頼たり得るモニタリングシステムを作る。それがコペンハーゲンまでにどのくらいできるか、というところで、実際にクレジットとして持ってこられるようなシステムができるかどうかの一つ決まる要素なのかなと思います。その辺のキャパビル、技術論的なところはちょっと注視していきたいと思っています。もし、何かそういうことに関してコメント等あれば、またいただければと思っています。

○司会

まだ質問もおありかとは思いますが、時間がまいりましたので、この辺で質疑応答を終了させていただきます。

閉会

○司会

両講師、本当にありがとうございました。両講師に拍手をお願いいたします。（拍手）では、これもちまして、CDM 吸収源事業説明会を終了させていただきます。大変ご苦労さまでした。

以上